

青色申告

蒲田会報

No. 774

令和元年
11月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 健郎

「税を考える週間」行事情報!!

税務講演会

当会では、税を考える週間にあたり、下記の行事を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- ・日 時：令和元年 11月 12日（火） 午後2時より（受付1時30分より）
- ・会 場：消費者生活センター 第5集会室
- ・内 容：税務講演会
 - ◎ 「国税不服審判所って？」
 - ・講 師…蒲田税務署 副署長 近藤 高史 様
 - ◎ 「消費税の軽減税率」
 - ・講 師…蒲田税務署 個人課税第1部門 指導上席 大平 八千代 様
- ・定 員：30名

参加希望の方は、11月8日（金）までに事務局までお申ください。

皆様お説明合わせのうえ、ご参加ください。（会員以外の方もご参加いただけます。）

※「税を考える週間」行事のため、11月12日（火）午後は事務局を閉めさせていただきます。

蒲田税務署からのお知らせ

決算説明会開催のご案内

確定申告にあたっての留意点として、帳簿の締め切り方及び家事費・家事関連費と必要経費の区分の仕方、収支内訳書や青色申告決算書の書き方、消費税の決算・申告と軽減税率制度等の説明を行います。

・日 程

説明対象	開催日時	
事業所得	12月2日（月）	午後1時30分～4時
	12月3日（火）	午前9時30分～12時
不動産所得	12月2日（月）	午前9時30分～12時
	12月3日（火）	午後1時30分～4時

・会 場…蒲田税務署 5階 会議室

・持 ち 物…筆記用具等

【お問合せ先】蒲田税務署 電話 03(3732)5151（個人課税1部門）

令和元年10月1日から、消費税が変わりました！詳しくは



蒲田税務署からのお知らせ

11月11日(月)～17日(日)は、税を考える週間です

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただきため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁ホームページによる広報

「くらしを支える税」をテーマとした
特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します

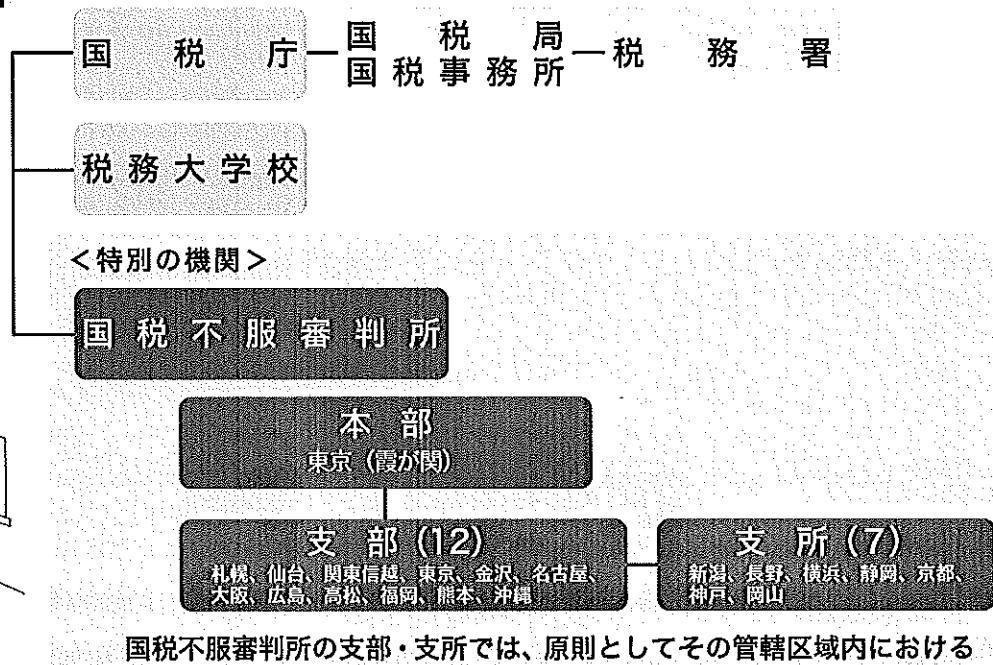
S N S

YouTube の国税庁動画チャンネルや
国税庁のホームページのインターネット番組
「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報を
ツイッターにおいて発信します

講演会の実施や関係民間団体との連携

蒲田税務署管内では、関係民間団体が主催する
講演会において、署長、副署長が講演します。
今年の青色申告会主催の講演会は、
「国税不服審判所って？」です

【組織図】



(お問い合わせ先) 蒲田税務署 電話 03(3732)5151

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

大田都税事務所 電話 03(3733)2411(代表)
【お問い合わせ先】

都税だより

★11月は個人事業税第2期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8月にお送りした納付書により、12月2日(月)までにお近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口等でお納めください。

消費税の届出はお済みですか？

平成30年分(基準期間)の課税売上高が、1,000万円を超えた方や、平成31年1月1日から令和元年6月30日まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和2年(2020年)分について課税事業者となり、消費税の確定申告が必要になります。新たに消費税の課税事業者となる方は、すみやかに「消費税課税事業者届出書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計で判定することもできます。

また、令和2年(2020年)分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和元年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

分からぬ点がある方は、事務局までお問い合わせください。

消費税法が改正されました

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

飲食料品の売上げがある課税事業者の方、飲食料品の売上げがなくても飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方は、日々の記帳方法や申告の準備が従来と変わります。該当する方は、年内に事務局での指導を受けていただくようお願いします。

経営改善資金(マル経融資)

経営改善資金(マル経融資)は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

【融資対象】

- ・従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受け、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

【担保・保証人】・不要

【融資限度額】・2,000万円

【返済期間】・運転資金…7年以内・設備資金…10年以内

【利率】・1.21%(10月11日現在)

【資金用途】・運転資金・設備資金

「この融資限度額、返済期間の取扱は2020年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。」

経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

電話 03(3734)1621

大田区より

支払った利息の30%が
3年間、補助されます。

複式簿記決算準備個別指導会開催のご案内

正しい申告をするためには、正しい記帳に基づく決算が必要不可欠です。

特に、青色申告特別控除 65 万円を目指す方で、決算仕訳が分からず、貸借対照表が一致しない、原始記録との照合が出来ていない等の方は、確定申告の指導時に帳簿を確認することは難しいので、必ず指導会へご参加ください。また、例年、確定申告の指導が1回では終わらない方も、必ず指導会へご参加ください。

なお、個別指導となりますので、予約制となります。事前に事務局までご連絡ください。

- ・日 程 … 12月9日(月)～20日(金)(土・日は除く)
- ・開催時間 … 午前9時30分～11時30分・午後1時～4時
- ・会 場 … 事務局
- ・持ち物 … 仕訳日記帳(伝票)と総勘定元帳(ビズソフトをご利用の方は、ノートパソコン)
原始記録(預金通帳、請求書、領収書等)筆記用具等

◎ 簡易帳簿の取扱いについて

アピカ協販より、簡易帳簿の価格改定と業務終了の通知を受け、当会では、左記のとおり対応いたしますので、ご了承ください。

令和元年 11月1日より、 簡易帳簿の価格を改定いたします。 (税込価格)	アオ1 現金出納帳	アオ2 売掛帳	アオ3 買掛帳	アオ4 経費帳	アオ5 固定資産台帳
	1,100円 ↑ 1,000円	1,100円 ↑ 1,000円	1,100円 ↑ 1,000円	1,000円 ↑ 1,000円	900円 ↑ 800円

◎ お願 い

アピカ協販の業務終了に伴い、当会での右記簡易帳簿の販売も、在庫の売切りとなりますので、ご入用の方は、お早めにお求めください。尚、代替の簡易帳簿につきましては、現状在調査中です。

※不動産用帳簿につきましては、今回、価格改定はありません。

住所・電話番号、その他の変更等や、事業を廃業された場合は、変更届・退会届等の書類の作成と税務署への届出が必要になりますので、事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

万一、事業主が亡くなつた場合、4ヶ月以内の準確定申告が必要になります。また青色申請は自動的には引き継がれませんので、ご注意ください。なお、当会では入会して1年以上経過した正会員の方が亡くなり、3ヶ月以内にご家族から届出があった場合、5,000円の弔慰金が支払われます。

ご質問等ありましたら、事務局までお問い合わせください。

会費の口座振替をご利用の方へ

11月25日(月)に令和元年10月～令和2年3月分(1年2,000円)が指定口座から引落しされます。残高不足にならないようご注意ください。

なお、通帳印字をもつて領収とさせていただぐため「領収書」は発行いたしませんので、ご了承ください。

事務局より

一般社団法人 蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381

